

三重県手話言語条例（仮称）案

● 総論

第1 目的

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第2 基本理念

目的に規定する共生社会の実現は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、又は他人との意思疎通を図る手段として必要な言語であるという基本的認識の下に、図られるものとする。

● 責務及び役割

第3 県の責務

- ① 県は、基本理念にのっとり、手話を使用しやすい環境の整備を推進し、手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うものとする。
- ② 県は、ろう者及び手話通訳者その他手話を使用することができる者（以下「手話通訳者等」という。）の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。
- ③ 県は、ろう者である観光旅客、滞在者及び来訪者が安心して県内の観光地等を訪れることができるよう、観光地等において手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

第4 市町との連携及び協力

県は、手話を使用しやすい環境の整備及び基本理念に対する県民の理解の促進に当たっては、市町と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

第5 県民の役割

- ① 県民は、基本理念を理解するよう努めるものとする。
- ② ろう者及び手話通訳者等は、県の施策に協力し、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

第6 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

● 各論

第7 計画の策定

- ① 県は、障害者基本法第11条第2項の規定による障害者計画において、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。
- ② 知事は、①の施策について定めようとするときは、あらかじめ、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
※ 三重県障害者施策推進協議会に手話に関する部会を設置することができるよう、附則で関係条例を改正する。

● 基本的施策

第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等

- ① 県は、ろう者が、県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、手話による情報の発信等に努めるものとする。
- ② 県は、ろう者が日常生活において、手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等を行うよう努めるものとする。
- ③ 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、市町その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第9 手話通訳を行う人材の育成等

県は、手話通訳者等及びその指導者の育成に努め、市町その他手話通訳事業を行う者と連携して、ろう者が手話通訳者等の派遣等による意思疎通支援を適切に受けることができる体制の整備及び拡充に努めるものとする。

第10 手話の普及等

- ① 県は、市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学習する機会の確保等に努めるものとする。
- ② 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、

手話に関する研修等を行うものとする。

- ③ 県は、手話に関する学習が共生の精神の涵養に資することを踏まえ、幼児、児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を、促進するよう努めるものとする。

第11 ろう児等の手話の学習等

- ① 県は、聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒（以下「ろう児」という。）が手話を獲得し、手話により各教科等を学習し、及び手話を学習することができるよう、ろう児が在籍する学校において幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備し、当該学校の教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 県は、ろう児が在籍する学校において、ろう児の保護者に対する手話に関する学習の機会を確保し、並びに手話に関する教育に係る相談及び支援を行うよう努めるものとする。
- ③ 県は、聴覚障がいのある乳児が手話を獲得するための機会を確保し、及びその保護者に対する手話に関する学習の機会を確保するよう努めるものとする。
- ④ 県は、①から③に掲げる施策を推進するため、市町その他の関係機関と必要な連携を図るものとする。

第12 事業者への支援

県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときにおいて、手話の使用に関して合理的な配慮を行うための取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

第13 手話に関する調査研究

県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

第14 財政上の措置

県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

● その他

1 施行期日

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

2 三重県障害者施策推進協議会条例の一部改正

三重県障害者施策推進協議会に部会を置くことができる規定等を整備する。